

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2026年4月1日現在	
～2026年3月31日	2026年4月1日～

<p>▲モバイルアクセスサービス契約約款 (平成14年経企第938号) 実施 平成14年10月18日</p> <p>目次 第12章 雑則 第33条 (略)</p> <p>第34条～第41条の8 (略)</p>	<p>▲モバイルアクセスサービス契約約款 (平成14年経企第938号) 実施 平成14年10月18日</p> <p>目次 第12章 雑則 第33条 (略) 第33条の2 JAPANローミング™の利用 第34条～第41条の8 (略)</p>				
<p>第12章 雑則</p> <p>第33条 (略)</p>	<p>第12章 雑則</p> <p>第33条 (略)</p> <p>(JAPANローミング™の利用) 第33条の2 モバイルアクセス契約者は、この条に定めるところに基づき、JAPANローミング™を利用することができます。 2 JAPANローミング™とは、株式会社N T Tドコモが天災、事変その他の非常事態の発生により自社の卸携帯電話サービスの提供が技術的に困難であると判断した場合において、ドコモ協定事業者（株式会社N T TドコモとJAPANローミング™に係る事業者間契約を締結した電気通信事業者をいいます。以下この条において同じとします。）が、株式会社N T Tドコモからの要請を承諾して移動無線装置（株式会社N T Tドコモが定めるSIMカード等又はそれに相当するSIMカード等を装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。 3 JAPANローミング™を利用可能なモバイルアクセスサービスは、当社が前項に定める株式会社N T Tドコモの卸携帯電話サービスを利用して提供するものであって、次のいずれかに該当するものに限り。 (1) ボイスモード（音響の伝送交換を利用目的とした通信の種類をいいます。以下この条において同じとします。）による通信が利用可能なもの (2) 付加機能（簡易メール（SMS）機能）による通信が利用可能なもの 4 モバイルアクセス契約者が利用可能なJAPANローミング™には、次の方式があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方式</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	方式	内容		
方式	内容				

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2026年4月1日現在

～2026年3月31日	2026年4月1日～
-------------	------------

<p>第34条～第41条の8 (略)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">1 フルローミング</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">ボイスモードによる通信及び付加機能（簡易メール（SMS）機能）による通信が利用可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">2 緊急通報のみ</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">ボイスモードによる緊急通報に限り利用可能なもの</td> </tr> </table> <p>5 当社は、JAPANローミング™が利用可能な状態となった場合は、利用可能な期間及び方式についてモバイルアクセス契約者に通知します。</p> <p>6 JAPANローミング™は、JAPANローミング™に対応する移動無線装置に限り利用することができます。</p> <p>7 JAPANローミング™に係るドコモ協定事業者において運用上又は技術上の支障が生じた場合は、JAPANローミング™が一時的又は継続的に利用できないことがあります。</p> <p>8 モバイルアクセス契約者（ボイスモードによる通信が利用可能なモバイルアクセスサービスの提供を受ける者に限ります。）は、JAPANローミング™の利用にあたり、あらかじめ次の事項に同意するものとします。</p> <p>(1) JAPANローミング™を利用した緊急通報においては、第33条（発信者番号通知）の規定にかかわらず、モバイルアクセス回線番号に代えて、その契約者回線に接続されている移動無線装置に装着されたSIMカード等に係るIMSI番号をその緊急通報に係る機関へ通知する場合があること。</p> <p>(2) JAPANローミング™を利用した緊急通報の発信に先立ち「184」又は「186」をダイヤルした場合、緊急通報ができない場合があること。</p> <p>(3) JAPANローミング™を利用した緊急通報の発信に先立ち「184」をダイヤルする等した場合であっても、モバイルアクセス回線番号又はIMSI番号が、その緊急通報に係る機関へ通知される場合があること。</p> <p>9 JAPANローミング™に関するその他の提供条件については、モバイルアクセス契約者に別に通知するところによります。</p> <p>第34条～第41条の8 (略)</p>	1 フルローミング	ボイスモードによる通信及び付加機能（簡易メール（SMS）機能）による通信が利用可能なもの	2 緊急通報のみ	ボイスモードによる緊急通報に限り利用可能なもの
1 フルローミング	ボイスモードによる通信及び付加機能（簡易メール（SMS）機能）による通信が利用可能なもの				
2 緊急通報のみ	ボイスモードによる緊急通報に限り利用可能なもの				

<p>別記</p> <p>1～8の3 (略)</p> <p>8の4 電気通信役務契約等状況報告等 当社は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）に基づき、</p>	<p>別記</p> <p>1～8の3 (略)</p> <p>8の4 電気通信役務契約等状況報告等 (1) 当社は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）に基づき、</p>
--	--

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2026年4月1日現在	
～2026年3月31日	2026年4月1日～
<p>モバイルアクセス契約者（MVNOである者に限ります。）の名称等を総務大臣に報告するものとします。</p> <p>9～12 (略)</p>	<p>モバイルアクセス契約者（MVNOである者に限ります。）の名称等を総務大臣に報告するものとします。</p> <p><u>(2) モバイルアクセス契約者は、MVNOとしてモバイルアクセスサービスを利用して電気通信事業を営む場合には、その事業の開始、事業内容の変更又は事業の休廃止にあたりあらかじめ当社が指定する方法により当社に通知する等、当社が(1)の報告を行う上で必要な協力をするものとします。</u></p> <p>9～12 (略)</p> <p><u>附 則（令和8年3月30日 CNS 1 第000400016328-01号）</u> <u>この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。</u></p>